○国土交通省告示第九百六十五号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

四　近畿運輸局長	「奈良市域交通圏」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
	「神戸市域交通圏」	平成二十七年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

を

四　近畿運輸局長	「奈良市域交通圏」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
	「神戸市域交通圏」	平成二十七年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

に改める。

第五条の表六の項中「、「神戸市域交通圏」」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百六十六号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・七パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十七年八月十二日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石巻市前谷地字根方山一〇番一から同市前谷地字根方山二番一まで	前	九・二〇～二六・二〇メートル	一〇・七〇～三六・四〇キロメートル
	後	一〇・七〇～三六・四〇メートル	〇〇・二四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市平田三丁目一三九七番一〇地先から同市平田三丁目一三九七番一一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月一日

○中部地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　三島市山中新田字願合寺山三七三番一から同市山中新田字願合寺山三七三番二まで　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月一日

○中国地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩国市周東町下須通字松橋四一七番三から同市周東町西長野字着ノ前一六六一番一まで	前	一一・〇〇～二五・〇〇メートル	一五・〇〇～三四・〇〇キロメートル
	後	一五・〇〇～三四・〇〇メートル	〇〇・五二〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所